

「大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準」の改正案に対する府民意見等と大阪府の考え方について

- 募集期間：令和８年５月２９日（金曜日）から令和８年６月２９日（月曜日）まで
- 募集方法：電子申請（行政オンラインシステム）、郵便、ファクシミリ
- 募集結果：２名（うち団体・グループ数１）から４件（うち意見の公表を望まないもの３件）のご意見をいただきました。

寄せられたご意見とそれに対する大阪府の考え方は以下のとおりです。

No.	意見等の内容	大阪府の考え方
1	単なる緩和のみには反対したいと思います。その理由は以下の通りです。 ご承知のように初等教育、中等教育の施設等を鑑みても非常に非効率なことは理解できようかと思います。また、学校は人の集まる場所であり、その人が１日のほとんどの時間を過ごす生活の場でもあります。そう考えますと、人数に応じてある程度の居心地の良さを感じられる空間というのも求められることとなります。審査基準緩和されることによってそういったある意味非効率とも見える空間が削減されてしまわないかという懸念があります。また、特にまだまだ日本においては言葉が通じないことによる警戒心や恐怖感（的な感覚）をもって接する方々も多いのが実際かと思います。また、技能実習生制度も改善はされつつあるものの、まだまだ十分ではありません。だからこそせめて教育を受けられる環境においては日本人、外国人に関わらず安心・安全を感じられる場であるべきと考えます。必ずしも現状がいいということではありません。ある程度の競争原理の必要性は理解しているつもりです。しかしそれこそカネにモノを言わせるような競わせ方ではなく、「ちゃんと教育をしている学校」もしくは「教育できる人材を確保できている学校」かどうか、で競わせるべきではないかと思います。資産があっても教育やに投下できていない学校やトレーニングができていない教師が指導するような学校が排除される、そんな審査基準になればよいと考えます。	本改正案は、施設（校舎や教室）等の基準を緩和するものではありません。 施設等の基準は、これまでのとおり、専修学校設置基準や各種学校規程、大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準が適用されます。 また、本改正案において、資産要件の緩和の対象とするインターナショナルスクールにおける教育内容については「本国政府又は教育課程を評価する公的機関等から、教育を行う施設としての認可等を受け、その内容を遵守した教育が実施され、～略～」としており、教育の質が担保されるものと考えています。 その他、いただきましたご意見については今後の取組の参考とさせていただきます。